十一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ　電子募集業務を行う場合　第八条第十号イ(1)及び(2)に掲げる事項
ロ　電子募集取扱業務を行う場合　第八条第十号ロ(1)及び(4)に掲げる事項
［十二～十六　略］
（登録申請書記載事項の変更の届出）
**第五十一条**　法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。
［一・二　略］
三　法第三十三条の三第一項第八号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）　当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面
［四～十　略］
［2・3　略］
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
**第六十二条**　法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一　次に掲げる要件の全てに該当すること。
イ　［略］
ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。
(1)　有価証券（(5)に掲げるもの並びに(6)及び(8)に掲げるものに該当するものを除く。）
［(2)～(5)　略］
(6)　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
［(7)・(8)　略］
ハ　［略］
［二～四　略］
［2・3　略］
（業務管理体制の整備）
**第七十条の二**　［略］
2　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集業務を行う者その他の法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為を業として行う者及び電子募集取扱業務を行う者に

十一　電子募集取扱業務を行う場合には、第八条第十号イ及びニに掲げる事項
［十二～十六　同上］
（登録申請書記載事項の変更の届出）
**第五十一条**　［同上］
［一・二　同上］
三　法第三十三条の三第一項第七号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）　当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面
［四～十　同上］
［2・3　同上］
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
**第六十二条**　［同上］
一　［同上］
イ　［同上］
ロ　［同上］
(1)　有価証券（(5)に掲げるもの及び(6)に掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びに(8)に掲げるものに該当するものを除く。）
［(2)～(5)　同上］
(6)　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
［(7)・(8)　同上］
ハ　［同上］
［二～四　同上］
［2・3　同上］
（業務管理体制の整備）
**第七十条の二**　［同上］
2　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集取扱業務を行う者又は第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号に掲げる行為（法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二各号に掲げるもの